

戦没者等の遺族の皆さんへ
戦没者等の遺族（戦没者死亡の親族）のうち、平成7年4月1日において公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する遺族

福

お知らせ

豊島区役所 ☎3981-1111

そのため、平成6年4月から平成8年12月までの期間で委託している実施計については、平成9年度まで延長します。なお、その期間中、兵庫県南部地震の地震波を直接用いて、計画建物の耐震性能を確認します。

提として取り組みます。

新庁舎・新公会堂建設計画について

昭和63年から準備を進めてきた区の新庁舎・新公会堂建設計画について、次のとおり変更と見直しを行うことになりました。

平成9年度の新庁舎着工予定を延期します

阪神・淡路大震災による区有施設の耐震性の確保など、今後、防災対策に膨大な経費が想定されること、また、急激な円高の進行等により、財源見通しが悪化することが予想されるため、平成9年度と予定していた新庁舎の着工時期を延期します。

延期の年数は来年決定します

変更後の着工年次（延期の年数）については、現在、策定を進めている新しい基本計画（区の長期総合計画、期間10か年）を編成するなかで、来年をめどに決定します。

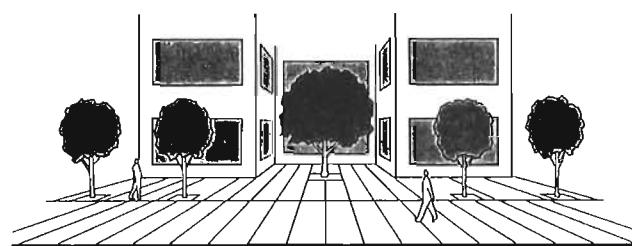
建設費の縮減など設計の見直しを実施します

新庁舎等の規模や建設費をさらに縮減するなど、現在の設計案に見直しを加えます。この見直しにあたっては、配置、構造、形状等の計画の骨格となっている基本的な事項を前

INFORMATION

状況、環境
に関する総合方
「人々の生活
の、潤い、住
れる概念がアメ
ニティ形成、特に歩
道の快適性を確
保します。

忘れていませんか 建物も広告物も街をつくる公共空間であることを



~建てる前にはアメニティ形成協議~

建物を建てる計画がある。広告物を設置する計画がある。商店街などで街路灯をつける、カラー舗装化する計画がある。そんなときにはアメニティ形成条例に基づいて、一定規模以上の建物を建てる等の際には、計画段階から協議、届出をお願いしています。

●詳細: アメニティ推進担当課
内線281657

街の戸外空間はすべて、人々が共有する公共空間であること、私有の建物も街の大切な景観のひとつであることを忘れがちです。区では「アメニティ形成条例」に基づいて、一定規模以上の建物を建てる等の際には、計画段階から協議、届出をお願いしています。

●主なアメニティ形成留意点
それはどんな点を事業者と協議し、また助言・指導していくかについて別表③にまとめました。これら留意点の根幹となる視点として地域性、場所性が重要です。アメニティ形成とは、画一的、定量的な事前協議ではありません。

●アメニティ形成届出とは
建物をそこに造るとき何を考
え設計していくか、そこに広告
物を設置するならどんなことに
気をつけるかを事業者と協議し、
また助言・指導していく制度で
す。協議過程は条例による届出
制度の形で別表①のとおり行な
います。

●届出対象は
届出対象となる行為は別表②
のとおりです。
※「特別推進地区」とは、染井
地区、雑司が谷地区、池袋地区
の3地区です。

●アメニティ形成に関する行為の届出手順

企画(基本計画)段階	
第1回目事前協議	
基本設計段階	
第2回目事前協議	
届出段階	
指導・助言	
建築確認段階	
工事完了段階	

- 施主(および設計者)は、企画段階の早い時期から区と協議を行ってください。
- 協議の場ではガイドライン等によりアメニティ形成の検討を行います。
- 区との協議を踏まえて、アメニティ形成の工夫や配慮を設計に取り入れてもらいます。
- 必要に応じて、施主(および設計者)と区による協議を行います。
- 区ではアドバイザー会議により、専門有識者の意見を聞き、助言・指導内容を決定します。
- 条例に基づき「アメニティ形成に関する行為の届出書」および関係図書を添えて、区に提出をお願いします。
- 提出図書に基づき助言・指導を行います。
- なお区では、再度アドバイザー会議により専門有識者と助言・指導内容を決定します。
- 区では必要に応じて届出内容の確認を行います。
- 条例に基づき、所定の「行為の完了・中止通知書」を提出してもらいます。
- 区では現地において、届出段階で提出いただいた関係図書との照合を行います。

別表③ 凹みによるゆとりの空間の確保。 配慮。 る低層部の意匠。 化。	
空地の確保。 めのスペースの創出。 小化。 設計制度での歩道状空地の確保。	
かい曲輪をつくる。 た曲輪の材質。	
。	
による修景。	
のゆとりの確保。 の遮へい。 い配慮。	
夫。	
鶴。 接地との空き地の連担。 インの連続性。	
置と過剰なデザインの排除。 確保。 一、数量の集約化。 る夜間の演出。	
。	
形成と維持。 等での緑化。	
的連続性への配慮。 方。 化。	
設置。 ナーの併設。 の確保。 の導入。 への配慮。	
。	
外の視線交流。	

ーどんなものが対象になる?ー

製造または加工された動産で
す。未加工の農林畜水産物や、
サービス(役務)、
ソフトウェア、
電気などの無体
物も

P.L法の対象になる。

原因を調べたら製品
に欠陥があつた。
↓
P.L法の対象になる。

テレビから突然発火
し、火事になって家
が燃えた。
↓
原因を調べたら製品
に欠陥があつた。

テレビから発煙。
↓
商品だけの損害の場
合はP.L法の対象に
はなりません。

ー欠陥とは?ー



ーどんな場合に請求できる?ー

商品の欠陥によって、生命、
身体または財産に被害が発生し
たとき、製造業者(加工、輸入
業者を含む)などに損害賠償を
なされたと言われています。

請求することができます。
通常の使用方法でなかつたり
誤使用による事故は認められ
ことがあります。

P.L法は欠陥製品による
(製造物)ライアビリティ(責
任)の頭文字です。
「事故の防止」「被害者の保護
・救済」を目的としています。

P.L法を知っていますか?

青少年まんがコンペティション'95

「アメニティ」とは…
通常は「快適な環境」と訳され、場所、
などの快適さを意味しています。
平成2年度に策定された、街づくりに
針である「豊島区地区別整備方針」では
に密着した環境と空間の質の面を重視し
み心地、にぎわいなどの言葉に象徴さ
ニティである」と規定しています。:=
のような都市においては、アメニテ-
行者・生活者の視点からみた戸外空
していくことが必要である」として

●こんなことに気をつけてください

ヒューマンスケールに留意する	建築等の低層部の作り方に配慮する	<ul style="list-style-type: none"> ●セット/バックや壁面への ●身体の不自由な人への ●やわらかさを感じさせ ●接道部や駐車場での緑
	狭い道に面する場合には接道部に極力ゆとりをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ●狭い道路での歩道状 ●歩行の不自由な人のた ●官民境界部の段差や最 ●斜線制限の緩和や総合
	垣・塀・柵などの工夫をする	<ul style="list-style-type: none"> ●歩行者に対してやわら ●自然素材などを活用し ●生垣や植栽等の活用。 ●工事用の仮囲いの工夫
	立体駐車場のつくり方に配慮する	<ul style="list-style-type: none"> ●圧迫感の軽減。 ●植栽、意匠、遮へい物 ●騒音への対処。
先導的にまちなみを形成する	ランドマーク性を意識する	<ul style="list-style-type: none"> ●正面性への配慮。 ●交差点に面する場所で ●ベランダの空調機など ●屋外階段を目立たせな
	屋上をスッキリとする	<ul style="list-style-type: none"> ●建築設備等の遮へい。 ●屋上緑化。 ●看板・屋外広告物の工
	地域との融合に極力配慮する	<ul style="list-style-type: none"> ●地域特性を尊重した外 ●敷地内の通り抜けや隣 ●スケール感やスカラ ●建築物背後の処理。 ●過剰な色彩の排除。
	ストリートファニチヤーの工夫をする	<ul style="list-style-type: none"> ●美しく楽しいものの配 ●座れる場所や日除けの ●利便性、デザインの統 ●質の高い照明器具によ
自然や環境への配慮をする	自然を大切にする	<ul style="list-style-type: none"> ●大きな樹木の維持。 ●微妙な地形変化の活用 ●土の部分の維持。
	都市の自然回復に資する	<ul style="list-style-type: none"> ●鳥や昆虫の生息環境の ●屋上、壁面、ベランダ ●雨水等の地下浸透。
	オープンスペースに呼応した建築等のつくり方をする	<ul style="list-style-type: none"> ●公園や緑道等との景観 ●眺望に配慮したつくり ●接道部や駐車場での緑
市民の立場に施設をつくる	アートや文化的な要素を積極的に付加する	<ul style="list-style-type: none"> ●彫刻やモニュメントの ●ギャラリーなどのコー ●ミニイベントスペース ●親しみのあるデザイン ●文化施設や歴史的資源
	賑わいの演出に配慮する	<ul style="list-style-type: none"> ●閉店後の外観の工夫。 ●夜間の前面空地の活用 ●夜景への配慮。 ●商業施設での室内と屋

[テーマ]

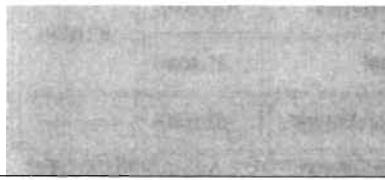
- ①課題部門「防災」 災害を未然に防ぐ妙案や、被災地への力強いエールを期待します。
『映画』 今年は映画生誕100年目。
映画の現在、過去、未来を斬新な発想で。

「應募區分表」

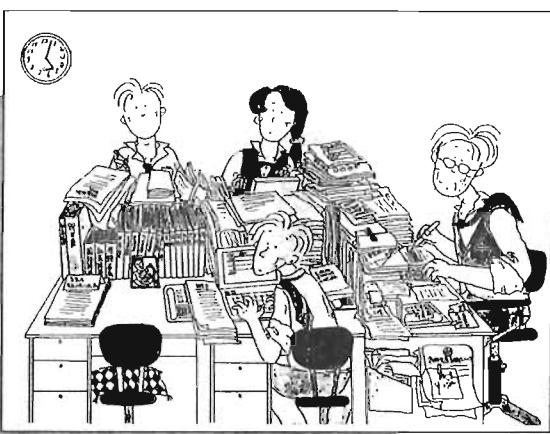
- 心臓医学会賞

① 小中学生の部：豊島区在住、在学の小中学生
最優秀賞 1点（賞状および図書券10,000円）
優秀賞 5点（賞状および図書券5,000円）
佳作 10点（賞状および図書券3,000円）

② 一般の部：4月1日現在30歳未満のアマチュアの方
最優秀賞 1点（賞状および図書券70,000円）
優秀賞 3点（賞状および図書券30,000円）
佳作 数点（賞状および図書券10,000円）



‘94優秀賞「10田端」、「三千里」上野竜子さく（道和中）



'94最優秀賞「家族」高橋道子さん(佐倉市)



「D4便乗電「ゴーリ」佐藤裕子文集(新潟市)



'94優秀賞「ゴール」尼玉直子さん(平和小)

由小企業相談室案內

(生活産業プラザ5階)
事業者の方は、中小企業相談室へお問い合わせください。
△詳細... 5002-7022

鹿城区消费生活网

(生活産業課消費者相談係)



相談専用電話 **3984-5515**
相談受付 月~金 10時~4時

事故を起さないために
いくらP.L法により賠償請求
がしやすくなつたといつても、
やはり手間も時間もかかります。
本来は賠償請求などしなくて済
むほうがよいのです。
そのためには、製造者、消費
者それぞれが気をつけなければ
なりません。

製造者の責任
製品は本来、安全に設計・製造
されなければなりません。
それとともに分かりやすい表

示、取扱
意図した
に伝える
消費者の
消費者と
正しく使
ればなり
明書をと
また、
保証書は
月日等の
に保管し

示取扱説明書で製造業者意図した安全な使い方を消費に伝えることも必要です。

消費者の責任

消費者は安全な商品を選び、正しく使用する責任を持たなければなりません。表示や取扱説明書をよく読みましょう。

また、製品を購入したとき保証書は、メーカー名、購入年月日等の確認に必要です。大切に保管しておきましょう。

- ・被害状況の写真を撮るなど詳しく状況を記録しておく。
- ・証拠の品を消防署などに引き

行日) 以降出荷され、出荷後10年以内で、事故が起きてから、または損害を請求できる相手を

一 もし事故が起きたときはどうするか?

交渉をするうえで重要なのは、証拠の保全です。

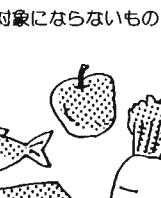
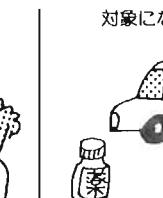
- ・事故を起こした製品や被害を受けたものなどの証拠品を保存する。
- ・被害状況の写真を撮るなど詳しく状況を記録しておく。
- ・証拠の品を消防署などに引き

渡さなければならぬときは、預かり証をもらつておく。

- ・メーカーには不用意に渡さないこと。
- ・けがをして医者に診てもらたときは診断書をとつておく。
- ・そのうえ消費生活センターにご相談ください。

一 賠償請求できる期間はいつ

ただし医薬品による副作用
発症してから10年以内です。

<p>未加工の農林畜水産物や、クリーニング、医療、美容などのサービスは、対象にならないもの</p> 	<p>自動車、家電製品、台所用品、薬、などの製造物。</p> 
<p>不動産(建物)もP.L法の対象になります。</p> <p>当事者間の契約責任で対応することになります。</p> <p>窓ガラス、アルミサッシ、ドアなど、不動産の一部となつた動産については対象にならぬもの</p>	<p>車両の購入や修理、保険料の支払い、車庫の賃貸など、車両に関する取引は、P.L法の対象になります。</p> <p>自動車の販売、修理、保険料の支払い、車庫の賃貸など、車両に関する取引は、P.L法の対象になります。</p>

